

お約束事

名古屋市獣医師協同組合 AFC 事業部（以下、「甲」という。）と、 当事業協力病院（以下、「乙」という。）は、甲が実施する健康診断「わんにゃん検診」（仮）における（以下、本事業という。）につき、次の通り締結する。

第1条（原則）

甲および乙は、甲乙間の取引が相互の信頼にその基礎をおくものであることを認識し、相互利益の尊重の理念に基づき、かつ信義誠実の原則にしたがい双方間の事業を尊重するものとする。

第2条（本事業の合意）

甲及び乙は、甲提供の本事業案に、乙が合意の上で協力を行い 本事業提供先である甲指定の顧客に対し、本事業を予防のための健康診断商品として取り扱い双方の事業を円滑に進めることと共に、甲及び乙は 本事業提供先に対し、名誉及び信頼を損なう対応をおこなわないことに合意する。 また、互いの信頼を損なうような誹謗中傷は行わないものとする。

第3条（目的）

甲は、本事業を提供する指定の顧客に対し、健康診断の啓蒙活動を行いペットの健康をサポートすること、且つ乙を含む協力病院への来院のきっかけを促すことを目的とする。また、乙を含む協力病院は本事業を通して甲指定の顧客への対応を従来の顧客同様分け隔てなく行い、将来的には自身の顧客になるようサービスに努めるものとする。

第4条（目的外使用の禁止）

- 1 乙は、甲から開示された秘密情報等を、事前の書面による承諾を得ることなく、本事業以外の目的及び、本事業と同一又は類似の事業を営んではならない。
- 2 乙は、自身の優位性を利用して本事業の妨害並びに類似サービスを本事業価格より安価で提供し、甲と提携先の信頼を損なう活動をしてはならない。 但し、乙の診断の結果、治療等が必要と判断され、且つ顧客が了承された場合は、双方間で解決し乙のサービスを提供することはその限りではない。

第5条（価格と作業内容）

甲は、本事業を指定の企業に提案を行い、乙はその顧客の対応を行う。その際の価格は、下記の通りとする。

1・甲は、乙に対し本事業の協力価格を 2,200 円（税込み）/1 匹と設定し、乙はその金額を受け取る。

2・乙は、下記内容の作業を行うものとする。

- (イ) 初診（一般臨床検査：視診・触診・聴診を含む）
- (ロ) 検体を送るための採血（採血につきましては指定の検査センター様の行程に沿う）
- (ハ) 血液検査の結果をうけ検査受診者に対し検査結果報告を行う。
尚、検体に使用する資材及び回収については、甲の指定検査会社負担とする。

第6条（支払）

甲は乙に対し下記の通り支払うこととする。

- (イ) 当検診は、甲指定の顧客に対し、支払決済はオンライン上にて完結し、乙の施設にて回収は行わない。
- (ロ) 甲は、乙の指定する口座に振り込むこととする。
- (ハ) 乙は、月初日-月末日までを締め日起算とする。
- (ニ) 甲は乙に対し、締め日の翌月末に支払うものとする。但し、支払金額合計が3万円未満の場合繰越を行い支払うものとする。若しくは都度協議する。
- (ホ) 乙は甲に対し月末締の請求書をメールにて発送するものとする。

第7条（中途解約）

乙が本契約を中途解約する場合、甲が発信するホームページ及び顧客への会報誌等への掲載の抹消については、会報誌等の発行する状況に合わせ対応するものとする。
この場合、甲から乙への費用は発生しないものとする。

第8条（有効期間）

本契約書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による通知がない場合は、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第9条（協議事項）

甲と乙は、誠実に本覚書を履行し、その解釈に争いが生じたとき、及び本覚書に定めのない事項の生じたときは、相互に誠意をもって協議し解決する。

尚、本書の成立を証するため、協力病院加盟の登録をもって成立することとする。

2021年12月1日

住所：名古屋市中区大須 4-12-21

会社名：名古屋市獣医師協同組合

代表者：理事長 浅沼謙治